

学位の種類 博士（教育学）
 学位記番号 教第85号
 学位授与年月日 平成10年2月4日
 学位授与の要件 学位規則第4条第2項目核当

学位論文題目 19世紀イギリスの基金立文法学改革にみるチャリティの伝統と変容
 一二元的教育セクターの形成過程一

論文審査委員 (主査)
 教授 松井 一 磨 教授 木村 力 雄
 教授 水原 克 敏

論 文 内 容 の 要 旨

本論文は、チャリティによって生み出されたイギリスの伝統的な教育施設である基金立文法学校 (endowed grammar school) に関して、19世紀全般に亘る改革を分析することにより、その伝統の継受と変容について法制史的に解明することを目的としている。この目的は、16～17世紀のチューダー朝時代を中心に「敬虔なる創設者」の遺贈や寄贈によって設立された基金立文法学校が、19世紀の国家による中等教育の組織化過程で、従前の特質を維持しながら如何なる構想のもとで、どのように改組され教育システム化を図られたのかを明らかにすること、及び、1880年代の教育振興に関わる議会制定法の影響を受けて、1902年教育法で公立中等学校の設置が法制化されるまでの過程で、基金立文法学校はどのように変容したのかを明らかにすることに課題化される。

本論は3部9章から構成される。3部構成は教育政策の内容の展開から3つの時期区分と対応する。それぞれの分析課題とその結果は次の通りである。

第I部は、基金立文法学校の問題点が認識され、再編課題が提起された改革の萌芽期と位置づけられる。第1に、基金立文法学校の創設の歴史と法制的枠組みを確認すると共に、18世紀末か

ら頻発するチャリティ基金の濫用や横領などの状況について、H.ブルームらリベラル急進派が国民教育制度の形成に向けてその実態を告発し、議会制定法によるチャリティ基金の改組及び管理を試みたことが明らかにされる。第2に、チャリティ基金の改組をめぐって争われたリーズ文法学校事件の判決を取り上げ、古典語教育を焦点とする教育内容変更不能性など基金改組の困難さが検証される。さらに、この事態の解決策として制定された1840年文法学校法の内容について、その限界性が究明される。一方、チャリティの構成要件として重要な無償性の受け入れについて、学校経営上、英語や近代教科が有料で教えられ、無償制度が廃止され貧民層が排除される傾向が明らかにされる。第3に、基本財産の本質的弊害に伴う改革の限界説について、R.ローの所論の分析を通して解明される。かくて19世紀前半期段階では、衡平法裁判所がチャリティ基金の唯一の管轄機関であったことが証明されるのである。

第Ⅱ部では、1850～70年代で中流階級及び専門職層の教育要求の高揚を背景に、チャリティ委員会の設置や王立調査会による基金立学校の実態調査と改善勧告がなされ、国の教育政策の構想が練られた「変革の時期」が分析の対象となる。まず、中流階級のジェントルマン志向に支えられ、古典人文学を中心とするリベラル・エデュケーションが社会階層性を伴って文法学校に定着し、基金立学校の改革を方向付けたことが明らかにされる。第2にチャリティ委員会の基本財産の管理権限の範囲を確認し、かつ、1860年代の各種王立調査会の報告及び勧告内容を分析することにより、その基金立学校改革方針が、中流階級を構成する多様な社会層の求める教育を効率よく供給するため、中等学校全体の体系的組織化を図ることに置かれ、具対策として中央と地方の教育行政機関の設置を構想していたことが明らかにされた。

第Ⅲ部では、1870年代以降の政策執行過程の分析によって、1902年教育法による中等教育の公的セクターの成立が導かれる。ここでは、1869年基金立学校法で設置された基金立学校委員会による政策執行とそれに伴う問題点の検討、並びに1880年代の国及び地方自治体による初等教育の整備、科学・技術教育の振興といった基金立学校を取り巻く教育状況の変化が分析される。その結果、基金立学校の改革が進行する中で、国家統制からの自律性を求め独立センターを形成する学校群と、国や地方の科学・技術教育に係る補助金を受ける学校群という基金立学校の階層的分化が進展したことが、ロンドン技術教育委員会の補助金政策、並びに中央の教育局による中等学校調査のデータをもとに実証されるのである。

以上の分析結果に基づき次の論述が行われる。1902年法による公立中等学校の法制化でもって、[public]の意味内容が[state]と同義的に捉えられることになった結果、多くの基金立学校は従前の「公的セクター」から離脱し、一部の私立学校と共に、[state]から距離をおく「独立セクター」を構成した。その結果、基金立学校は営利的、市場的性格を強めるが、同時にチャリティ登録により非営利、公益性を維持する税制上の優遇措置を継受することになった。チャリ

ティの特権を温存しながら、高額な授業料を課す基金立学校の経営構造は、19世紀改革を主導した富裕中流階級によって公益性の実現と自律性の維持といったチャリティの性質を利用して形成されてきた。社会階級的教育制度を所与の前提とした19世紀改革において、国家的規模で支えられた初等教育に対し、その整備の遅れた中等教育すなわち中流階級教育は、基金立学校を「独立セクター」として専有することで達成された。これは基金立学校の公益性の私有化を意味する。「公的セクター」は、中流階級下層を対象とする高等小学校を改組した第3級相当の中等教育の供給にあたった。かくして「独立セクター」と「公的セクター」という中等教育の新たな二元的成層構造が形成されたと結論づけるのである。

論文審査結果の要旨

活動の根幹となる教育理念を、教養教育 (Liberal Education) に置くか、それとも一般教育 (General Education) に置くかという論争は、今日でこそ高等教育段階の問題とされているが、近代学校制度を構築していく歴史的時点では、それは優れて中等教育段階に関わる課題であった。大学への準備課程としての文法学校、それへの準備課程としての予備学校という展開をみせた下構型学校系統と、小学校に始まり高等科さらに実業学校へと伸びていった上構型学校系統は、まさしく階級社会の所産であるが、近代学校制度構築に当たって、中等教育段階での何らかの結節を求めざるを得ないのである。

上述での中等教育をめぐる問題状況に関するイギリス的構造化の特性について、論文提出者は「独立セクター」と「公的セクター」という社会階層的な二元的教育セクターの成立と図式化した。基金立文法学校は、19世紀にはパブリック・スクールとして「公的セクター」に分類され、営利目的の私営学校と区別されたが、20世紀には公立中等学校の成立により、その多くが「独立セクター」を構成するようになる。それは形式的には「公的セクター」の概念内容の変化に起因するといえよう。しかしながら、何ゆえにその新たな「公的セクター」に組み込まれ、新たな中等教育制度を形作ることなく、別個の「独立セクター」を構成するに至るのかという学校体系上の問題は、論文提出者のいう「チャリティの伝統」、すなわち基金立文法学校成立の歴史的条件を点検することなしに解くことはできない。

本論文は、中世深くイギリス社会に胚胎したチャリティ基金の特性を、その法的基本構造と教育活動への基金運用方式の両面から整理しつつ、19世紀以降のチャリティ基金に関わる改組改革のいわば挫折過程を解明していった。教育内容の近代化訴訟と位置付けられるリーズ文法学校事件とエルドン判決、文法学校法の制定とその影響、さらには中等教育制度構築に向かうトーン

トン調査会答申等々、中等教育機関をめぐる改組改革の様々な論旨とそれらの角逐の動態を克明に追求していった。

教養教育理念を活動の核とする基金立文法学校が、一般教育あるいは普通教育を核とする中等教育機関として統合再編されなかった歴史的事実について、これまでの研究においては、主として教育理念上の対置関係から説明されてきた。本論文が、基金立文法学校の財政基盤や設置形態の特質に焦点を当てることにより、教育理念上の対置関係を支えるいわば下部構造を明らかにし、イギリス教育制度史研究に新たな知見を加えたと評価することができる。

ブルーム下院議員による基金改組活動等、なお吟味さるべき若干の検討項目は残されているが、本論文「19世紀イギリスの基金立文法学校改革にみるチャリティの伝統と変容—二元的教育セクターの形成過程—」の論究は成功しており、よって博士（教育学）の学位を授与するに相当と認める。